

安平町地域防災計画



平成21年5月
安平町防災会議

第7章 火山対策計画

第1節 計画の目的

安平町は、樽前山火山防災会議協議会の構成団体であり、火山噴火に対し平常時から災害発生時に行うべき対策を講じる必要がある。

本計画は、火山災害から人々の生命、財産を守り、被害の軽減を図ることを目的とする。

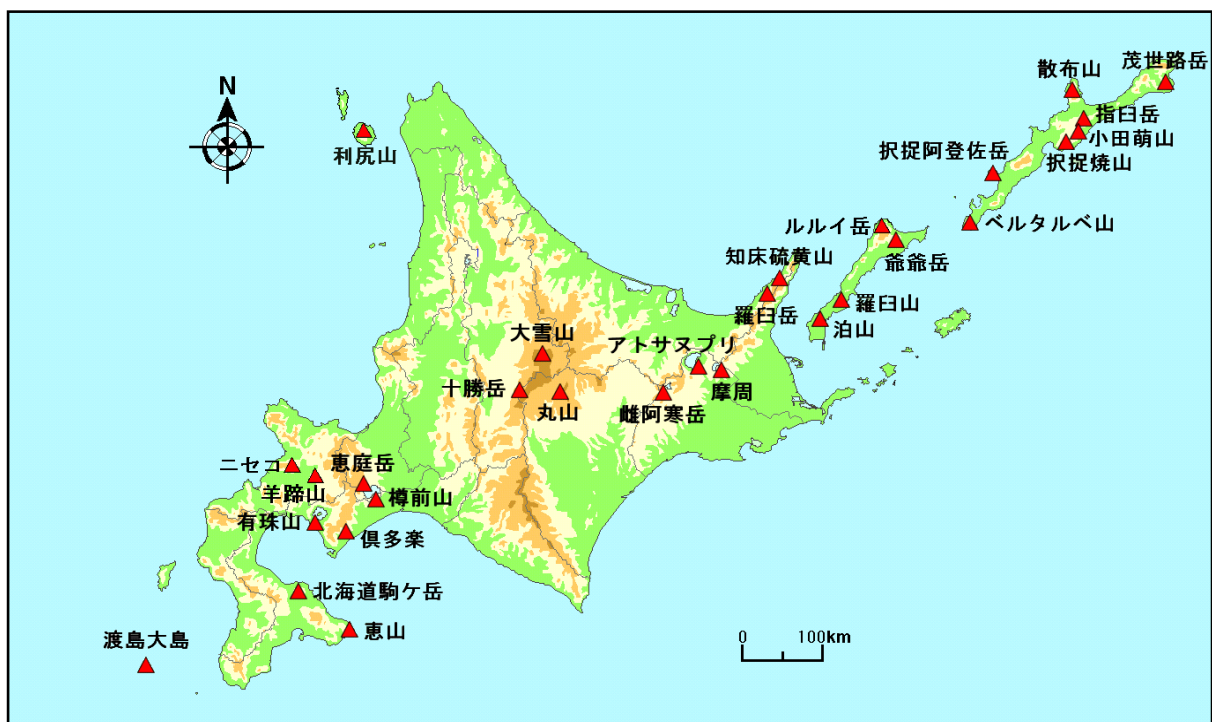
第2節 火山の概況

1 火山の現状

北海道における活火山は、次のとおり常時観測火山5火山と、その他24火山（北方領土の11火山を含む）の計29火山が散在している。

区 分	火 山 名
常時観測火山	雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳
その他の火山	知床硫黄山、羅臼岳、摩周、アトサヌプリ、大雪山、丸山、恵庭岳、倶多楽、恵山、渡島大島、羊蹄山、ニセコ、利尻山、茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山

活動火山分布図



2 樽前山の火山活動

樽前山は、1667年の大噴火以降活発な活動を繰り返している。特に1667年および1739年の2回の噴火は、わが国の火山の歴史時代の噴火中でも最大規模であり、火砕流が支笏湖へ流入したり、太平洋沿岸まで達した。また、降下軽石が千歳～苫小牧の平野部に1～2mの厚さで堆積した。このため当時のアイヌ民族社会は甚大な被害をうけた。それ以降の噴火では、溶岩ドームの形成と破壊を繰り返している。現在のドームは、1909年の噴火によって形成されたものであるが、1917～1936年および1944～1955年に小噴火が頻発し、ドームの破壊が進んだ。その後しばらく活動は静穏であったが、1978～1981年に再び小噴火があった。

1990年代後半からは群発地震が発生したり、また、1999年以降、それまで200℃台であった火口温度が600℃以上に上昇するなど活発な状態が続いている。樽前山の噴火は大規模な軽石噴火になりやすい特徴があり、風下に空港や都市圏が控えているので、防災上重要な火山である。

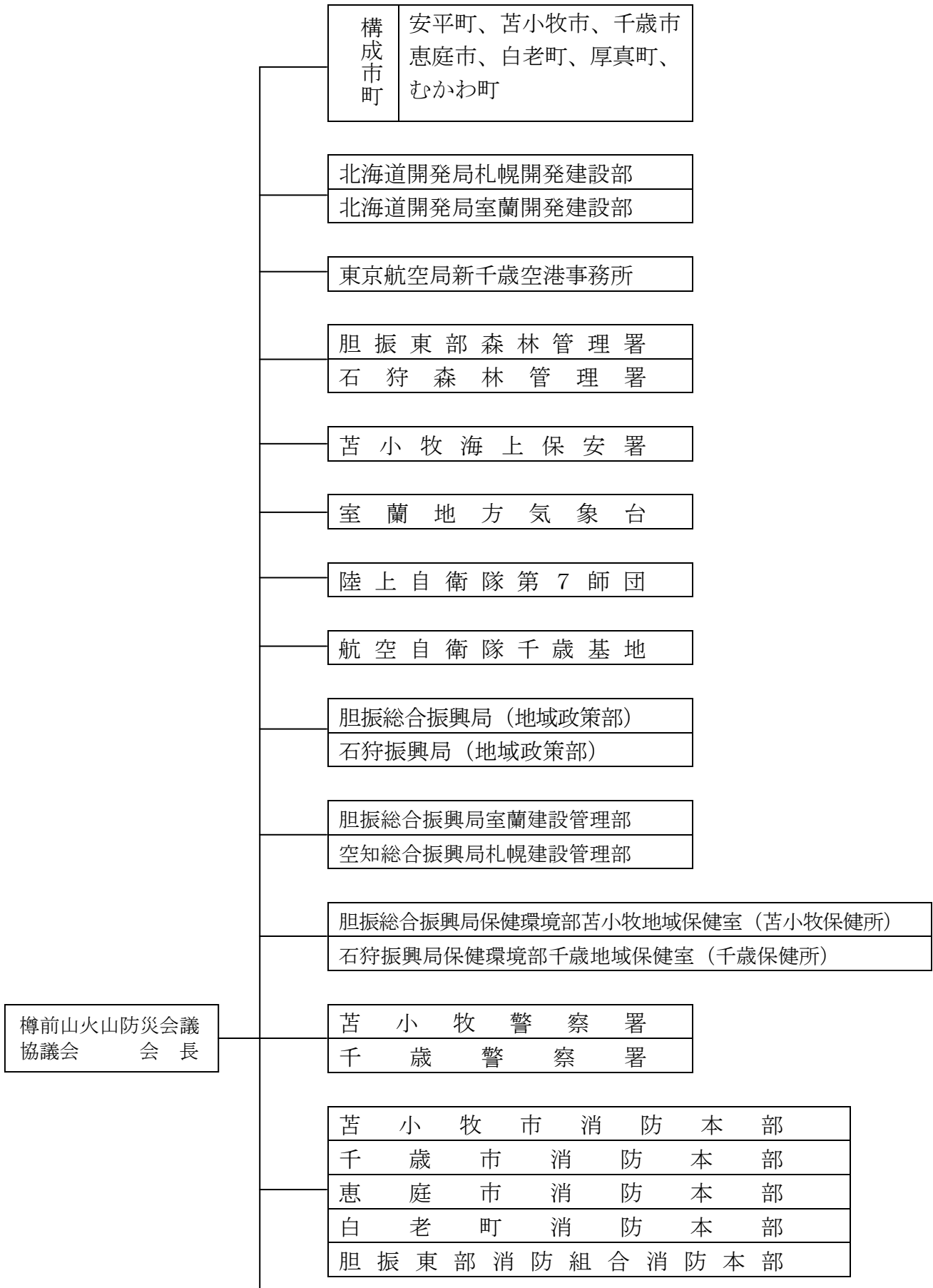
第3節 防災組織

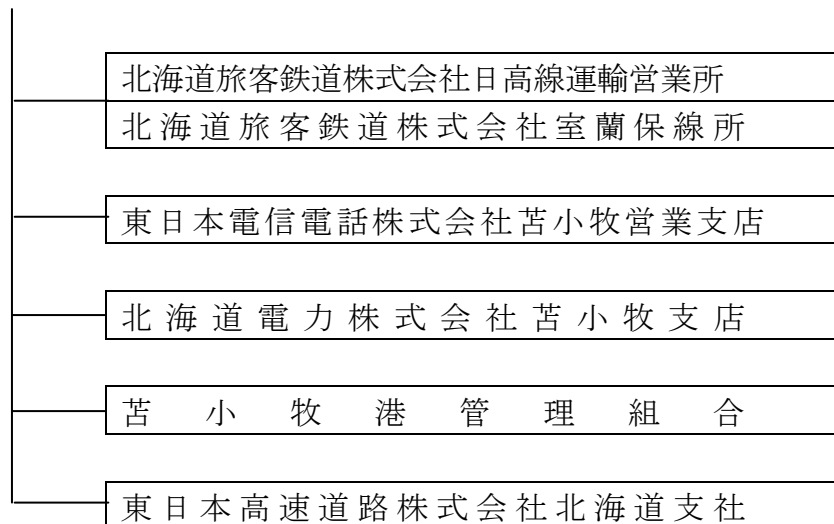
1 防災組織及び役割

樽前山の噴火災害に際しては降灰被害を想定する地域であるが、想定外の状況も考慮し、第2章防災組織に準じ組織するものとする。

2 樽前山火山防災会議協議会

樽前山火山防災会議協議会は、基本法第17条第1項の規定に基づき設置し、樽前山火山防災計画を策定し、噴火災害に際し適切に対処することを目的として組織する。協議会を構成する市町及び関係機関は、次のとおりである。





第4節 火山災害予防対策

1 噴火による被害想定及び危険区域の把握

噴火による本町への影響は、中規模及び大規模噴火発生時の降灰による山林、農作物等への被害、交通障害及び大気・水質・土壌汚染等が想定される。

また、過去の噴火の状況等に基づき降灰等が予想される地区を把握するとともに、その内容を当該地区の住民に対し周知するものとする。

2 防災教育及び訓練計画

防災教育及び訓練計画については、第4章第1節「防災教育及び訓練計画」の定めによる。

3 避難体制の整備

町長は、避難所及び避難路を予め指定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。

また、避難生活の長期化が予想されることから、避難所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるとともに、近隣市町と避難者の受入に係る協定を締結するなどにより、避難施設の確保を図る。

4 二次災害の予防対策

町長及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。

5 通信施設の整備

町長及び防災関係機関は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図るものとする。

第5節 火山災害応急対策

1 火山現象に関する情報の収集及び伝達

(1) 火山現象に関する予報及び警報の種類

火山現象に関する予報及び警報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条第1項の規定により北海道知事に通報され、北海道知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通報する。

(2) 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び警戒事項等

樽前山噴火警戒レベル

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域) ↓ [略称] 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
	レベル4 (避難準備)		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	
	噴火警報 (火口周辺) ↓ [略称] 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報		火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

(3) 火山の状況に関する解説情報

噴火予報又は噴火警報に係りのある火山性地震の発生回数などの火山現象等について、一般及び関係機関に対して詳細かつ速やかに発表するものをいう。

(4) 火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表官署

樽前山に係る火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表は、札幌管区気象台が行う。

(5) 異常現象発見者の通報義務及び通報先

ア 発見者の通報義務

火山の異常現象を発見した者は、次の最も近いところにいる者に通報する。

(ア) 安平町役場又は近くにいる町職員

(イ) 苫小牧警察署(町内駐在所を含む。)又は警察官

(ウ) 消防機関又は消防職員及び団員

イ 警察官等の通報

異常現象を発見した場合あるいは地域住民から通報を受けた場合には、警察官及び消防機関等は直ちに安平町役場に通報する。

ウ 各関係機関への通報

通報を受けた場合、町長は速やかに室蘭地方気象台及び胆振総合振興局、その他関係機関に通報する。

(6) 火山現象警報及び火山現象予報の伝達

ア 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達は、火山情報伝達系統図によるものとする。

イ 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の受理及び伝達並びに北海道知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

(ア) 通報及び伝達の内容

a 札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する情報を北海道知事に通報する。

b 北海道

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係機関に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

c 安平町

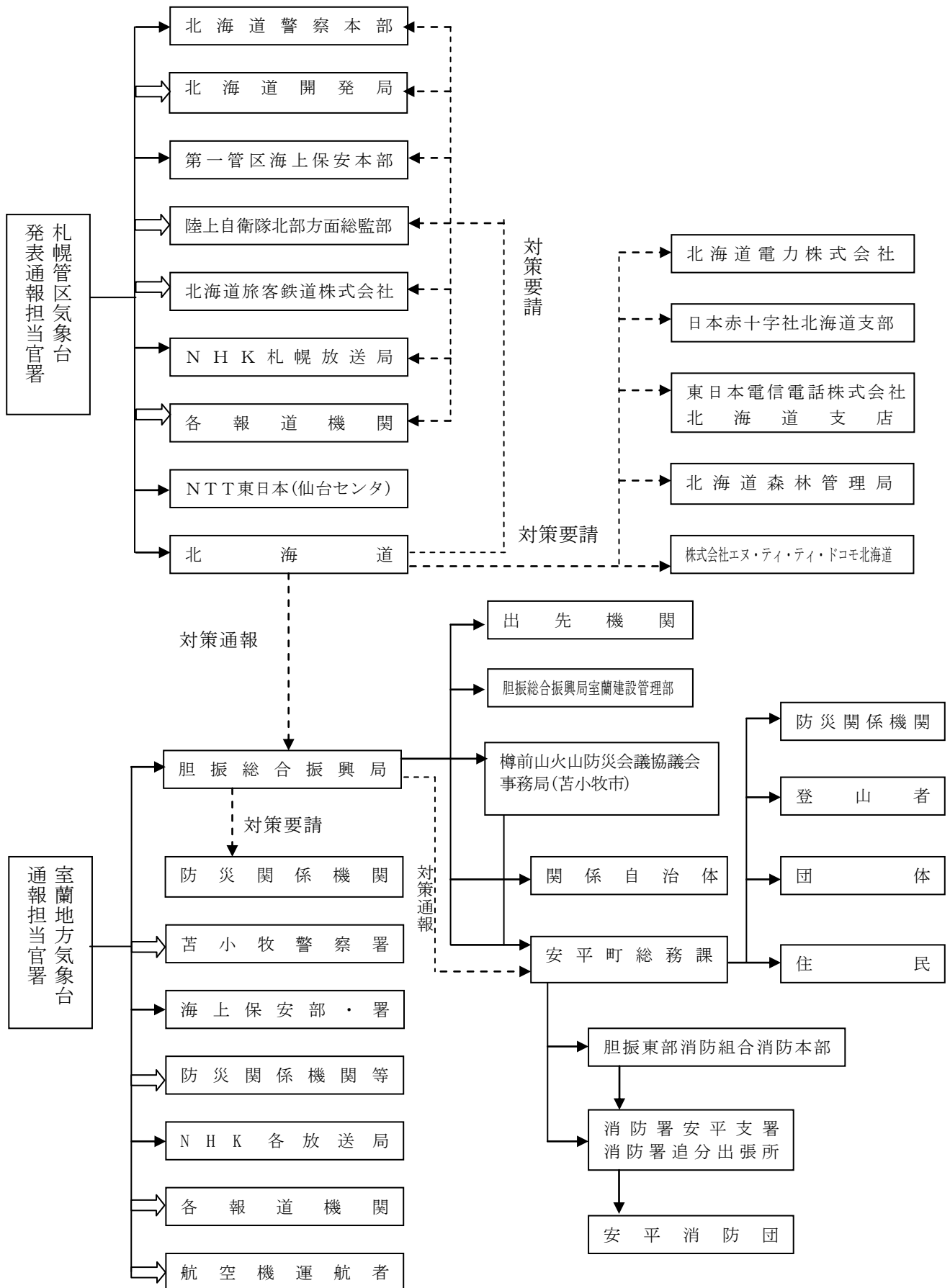
北海道知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

(イ) 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から北海道知事に通報された後の噴火警報・火口周辺警報・噴火予報及び対策通報並びに要請は、火山情報伝達系統図によるものとする。

火山情報伝達系統図



2 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、第3章第2節「災害情報通信計画」の定めるところによる。

なお、北海道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

3 応急措置

町長及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第5章第1節「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

4 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めるところによる。

5 避難措置

町長及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 警戒区域の設定

町長及び防災関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところ及び気象庁の発表する噴火警報及び火口周辺警報（噴火警戒レベルが導入された火山は当該レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

なお、警報の対象範囲、噴火警戒レベルの設定に当たっては、予め関係市町及び関係機関等と協議するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町長及び防災関係機関は、第5章第5節「避難救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町長及び防災関係機関は、第5章第13節「行方不明者の捜索及び遺体の収容

処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 道路交通の規制等

町長及び防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第25節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動等については、第5章第23節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

10 広域応援

町長及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、第5章第22節「広域応援派遣要請計画」の定めるところにより応援を要請する。

また、樽前山火山防災会議協議会を構成する市町及び関係機関との連携を図るものとする。

第6節 復旧計画

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町長は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第9章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

沿 革

平成21年5月 安平町地域防災計画作成
平成22年5月 一部修正

安平町地域防災計画

発 行

平成21年5月

編 集

安平町防災会議

(安平町総務課総務・防災グループ)